

# 令和3年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月11日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2B、2C

3 出席委員 17名

会 長

20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 3名

委 員

4番 川浪 輝雄

13番 佐野 一

15番 和島 勇人

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第17号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第19号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第20号

不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第21号

贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第22号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について

報告第5号

農用地利用配分計画の認可について

報告第6号

農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

次長	川口	均
農地係長	齋藤	和広
農政係長	田附	浩司

農業委員会金木支所

支所長	秋村	正紀
-----	----	----

農業委員会市浦支所

支所長	小寺	昭直
-----	----	----

農林水産課

主任	岩根	亮平
----	----	----

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 3 年第 3 回  
総会を開会いたします。  
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、総会規則及び農業委  
員会等に関する法律により会長に議長をお願いします。  
斎藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に  
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席  
委員数は 17 名であり、定足数に達しており会議が成立い  
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」  
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署  
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご  
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、2 番 阿部委員、3 番 櫻井委員  
のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課 岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年2月25日午前9時から市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、長利推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業4件、農林業支援センター事業6件を適正に処理したことを報告いたします。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第17号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転7件、無償所有権移転3件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字新宮字藤代、田2筆、合計7, 413㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 4, 000, 000 円の有償移転です。

2 番 大字中泉字松枝、田 2 筆、合計 6, 476 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 1, 500, 000 円の有償移転です。

3 番 大字前田野目字桜ヶ峰、田 2 筆、合計 4, 060 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 800, 000 円の有償移転です。

4 番 大字前田野目字桜ヶ峰、田 1 筆、5, 149 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 1, 000, 000 円の有償移転です。

5 番 大字前田野目字長峰、田 1 筆、合計 1, 568 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 313, 600 円の有償移転です。

6 番 大字鶴ヶ岡字鎌田、田 1 筆、578 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 100, 000 円の有償移転です。

7 番 大字飯詰字影日沢、田 11 筆、合計 9, 926 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 350, 000 円の有償移転です。

8 番 大字中泉字松枝、田 1 筆、5, 669 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

9 番 金木町中柏木鎧石、田 5 筆、合計 5, 0 7 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

1 0 番 字蘇鉄ほか、田 3 筆、畑 1 筆、合計 3, 9 1 6 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せずすべて許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第 1 7 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 1 7 号について原案  
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 7 号について原案  
のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 1 8 号「農業経営基盤強化促進法第  
1 8 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といたし  
ます。

参与より説明をお願いします。

参 与

7 ページをご覧ください。

議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 87 件、所有権移転 17 件です。

8 ページ番号 1 番から 51 ページ番号 87 番までの利用権設定 87 件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

52 ページ番号 1 番から 59 ページ 17 番までの所有権移転 17 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）」によるものです。

議 長

議案第 18 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分間とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

（5 分間閲覧）

議 長

それでは時間となりましたので、議案第 18 号について審議いたします。

整理番号 74 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

（なし）

議 長

ご質問がないようですので、整理番号 74 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号74番以外について原案のとおり決定いたします。

続きまして、整理番号74番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、14番 秋田谷委員には退席をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整地番号74番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号74号について原案のとおり決定いたします。

14番 秋田谷委員は着席をお願いいたします。

14番

秋田谷委員 (着席)

議長 続きまして、議案第19号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

60ページをご覧ください。

議案第19号「農用地利用配分計画案について」

五所川原市長より別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。

件数は1件です。

別紙A3サイズの1枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字松野木字林ノ上、田4筆、期間は8年。借り賃は10aあたり10,000円です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接のためです。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農林業センターが借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受委託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第19号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第19号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議長           ご異議がないようですので、議案第19号について原案のとおり承認いたします。

                  続きまして、議案第20号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

                  参与より説明をお願いします。

参与           61ページをご覧ください。

                  議案第20号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」

                  農地等の一括贈与に係る下記贈与者及び受贈者は地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。

                  62ページをご覧ください。

1番           贈与者は記載のとおりです。

                  農業を営んでいた期間は60年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は30年、農地法による許可年月日は令和2年8月12日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大字飯詰字狐野ほか23筆です。

                  以上、徴収猶予を受けるための要件である

- ・農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと。
- ・受贈者が年齢18年以上で引き続き3年以上農業に従事していること。
- ・所有農地の全部を贈与するものであること。
- ・推定相続人の1人に贈与するものであること。
- ・徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件の受贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5要件全て満たしており、適格者であると判断されます。

議長 議案第20号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第20号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第20号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第21号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 63ページをご覧ください。

議案第21号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」

贈与税の納税猶予の特例を受けている下記受贈者は租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

件数は2件です。

64ページをご覧ください。

下記2件につきましては、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから贈与税の納税猶予を引き続き受ける者と判断されます。

議 長 議案第 2 1 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 1 号について原案  
のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 1 号について原案  
のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 2 2 号「空き家バンク登録に係る農  
地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたし  
ます。

参与から説明をお願いします。

参 与 6 5 ページをご覧ください。

議案第 2 2 号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面  
積及び区域の解除について」

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用を受け、下記  
のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、  
区域指定解除の申請書の提出があったので審議を求める  
ものです。

解除件数は 1 件です。

1 番 農地の所在は大字野里字牧ノ原、地目は畑、所有者は記  
載のとおりです。

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積を 1 m<sup>2</sup>に指  
定したが、令和 3 年 2 月 1 0 日、農地法第 3 条許可申請書  
の提出があり承認されたため解除するものです。

議 長 議案第 2 2 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 2 号について原案  
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 2 号について原案  
のとおり決定いたします。

以上、議案第 1 7 号から議案第 2 2 号まですべての審議  
が終了いたしました。

報告第 5 号から第 6 号につきましては、後ほどお目通し  
をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたしま  
す。

貴重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 2 5 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(斎藤 靖裕)

会 長

---

(阿部 喜代志)

2 番 委 員

---

(櫻井 良一)

3 番 委 員

---